

公益社団法人日本工学アカデミー北海道支部内規

第1章 総 則

第1条 公益社団法人日本工学アカデミー（以下アカデミーという）北海道支部（以下、支部という）の組織及び運営については、アカデミー定款等アカデミーの定めるもののほか、本内規の定めるところによる。

第2条 支部は、北海道に関係するアカデミー会員をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第3条 支部は、アカデミーの設立主旨である日本の工学・科学技術全般の発展に寄与するとともに、科学技術に関わる産学官の指導的立場にある者の団体であることを基盤として、本支部会員への情報や交流の場の提供ならびに地域社会に対する共創活動に寄与し、併せて本支部会員相互の協調と親睦を図ることを目的とする。また、他の支部との交流、連携を図る。

第4条 支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) アカデミー会長から付託された事業
- 2) 地域社会の啓発活動に関連する事業
- 3) 地域の活性化に関連した講演会・研究発表会・講習会等の開催
- 4) その他、目的を達成するための事業

第3章 支部役員

第5条 本支部に次の役員をおく。

- 1) 支部長 1名
 - 2) 副支部長 3名以内
 - 3) 支部理事 5名から10名程度
 - 4) 専務理事 1名
2. 他に、名誉理事、名誉顧問を置くことができる。

(役割)

第6条 支部長は、本支部の活動を総理し、本支部を代表する。

第7条 副支部長は、支部長の任務を補佐する。

第8条 支部理事は、専務理事を中心として、本支部の活動を企画・実施するとともに、アカデミー活動の分担を通して、アカデミー全体に寄与する役割を担う。

(任期)

第9条 支部長及び副支部長の任期は1期2年とし、再任を可とする。

第10条 支部理事の任期は1期2年とし、再任を可とする。

補足：但し北海道支部発足時の役員の内、令和2年12月15日から令和4年3月31日までとする。

第4章 支部役員を選任

第11条 支部長は、支部の推薦により、アカデミー理事会の議決を経て、アカデミー会長が任命する。

2. 支部理事を経験した会員を支部長に選任することとする。

第12条 支部長は、会員の中から支部理事を指名する。

第13条 支部長は、支部理事の中から副支部長を、支部理事会の承認を得て、指名する。

2. 副支部長の選任に当たっては、支部理事の経験を考慮する。

第14条 支部長は、名誉理事、名誉顧問を会員の中から指名することができる。

第5章 支部理事会

第15条 支部理事会は、支部の運営と活動に関する企画及び調整を行う。

2. 支部長、副支部長及び支部理事を構成員とする。

第16条 支部理事会は、支部長が召集し、支部長が議長となる。

2. 支部理事会は、必要に応じて開催する。

3. 支部理事会は、構成員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数をもって議決できる。
ただし、出席には委任状をもって替えることができる。

4. 支部理事会には、支部長が認めた会員は出席できる。

第6章 事業計画・事業報告等

第17条 支部長は、次年度の事業計画及び収支予算案を作成し、支部理事会の承認を得た後、会計年度末のアカデミー理事会に提案し、アカデミー理事会の承認を得なければならない。

2. 年度予算の執行は、支部理事会が承認した計画に基づき、支部長が決定する。

第18条 支部長は、会計年度終了後速やかに、前年度の事業報告及び収支報告書を作成し、支部理事会の承認を得た後、アカデミー理事会に提出し、アカデミー社員総会の承認を得なければならない。

第7章 補 則

第19条 支部の運営細則は、支部理事会で別途定めることができる。

第20条 本内規は、本支部理事会の3分の2以上の議決を経た後、アカデミー理事会の承認を経て、改廃できる。

第21条 本内規は、支部発足日：2020年12月15日より施行する。

以上